一三九度四一分二一秒」を加え、同号㉖中「川崎東扇島防波堤西灯台」の下に「（北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）」を加え、同号㉙中「第二海堡灯台」の下に「（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）」を加え、同号㉛中「横須賀港東北防波堤東灯台」の下に「（北緯三五度一九分九秒東経一三九度四〇分三一秒）」を加え、同号㉟中「横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台」の下に「（北緯三五度一二分四三秒東経一三九度三九分三〇秒）」を加え、同表第二号㈣中「尾張野島灯台」の下に「（北緯三四度三九分二七秒東経一三七度一九秒）」を加え、同表第三号中「(271)まで」を「(273)まで」に、「(271)に」を「(273)に」に、「(272)から(276)まで」を「(274)から(278)まで」に、「(272)に」を「(274)に」に、「(276)に」を「(278)に」に改め、同号㊻中「地蔵埼灯台」の下に「（北緯三四度二四分五七秒東経一三四度一四分七秒）」を加え、同号(109)中「男木島灯台」の下に「（北緯三四度二六分一秒東経一三四度三分三九秒）」を加え、同号(110)中「カナワ岩灯標」の下に「（北緯三四度二五分一八秒東経一三四度七分四九秒）」を加え、同号(128)中「大槌三角点」の下に「（北緯三四度二五分八秒東経一三三度五五分二二秒）」を加え、同号(134)中「小瀬居島三角点」の下に「（北緯三四度二二分二三秒東経一三三度五一分一二秒）」を加え、同号(142)中「鍋島灯台」の下に「（北緯三四度二二分五七秒東経一三三度四九分二五秒）」を加え、同号(156)中「二面島灯台」の下に「（北緯三四度一八分五秒東経一三三度三七分一九秒）」を加え、同号(170)中「竜神島灯台」の下に「（北緯三四度六分一六秒東経一三三度一分三九秒）」を加え、同号(215)を次のように改める。

(215)　菊間港防波堤灯台（北緯三四度二分一八秒東経一三二度五〇分一六秒）から三〇四度四、四三〇メートルの地点

別表第五第三号中(218)を削り、(217)を(218)とし、(216)を(217)とし、(215)の次に次のように加える。

(216)　桴磯灯標（北緯三四度八分四四秒東経一三二度五六分五秒）から二九六度三〇分四、一六〇メートルの地点

別表第五第三号中(276)を(278)とし、(242)から(275)までを(244)から(277)までとし、同号(241)中「新門司防波堤灯台」の下に「（北緯三三度五二分二三秒東経一三一度三六秒）」を加え、同号(241)を同号(243)とし、同号中(240)を(242)とし、(220)から(239)までを(222)から(241)までとし、(219)を(221)とし、その前に次のように加える。

(219)　桴磯灯標から二八一度一五分三、〇〇〇メートルの地点

(220)　菊間港防波堤灯台から三〇二度一五分三、〇三〇メートルの地点

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（水域の占用の許可等に関する経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域（この政令による改正前の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の五第二項の許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十三号

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十五条（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）及び第百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千百円」を「八千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄